



国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

令和8年度

宇部市

プレミアム付商品券

参加登録店舗取扱マニュアル

事業の目的と概要	P1
参加登録店舗運営にあたってのお願い事項	P2
参加登録店舗へ送付する配布物一覧.....	P3
商品券の取り扱いについて	P4～6
商品券の取り扱い厳守事項	P7
商品券の換金申請と振込について	P8
商品券の換金について	P9
スマートフォンによるバーコード読取方式.....	P10、11
持込・郵送方式.....	P12
FAQ (よくある質問)	P13、14
事務局 持込換金受付カレンダー.....	P15

使用期間 令和8年5月26日(火)～9月30日(水)

お問い合わせ先

宇部市プレミアム付商品券事務局

店舗向け専用
電話番号

TEL:0836-39-6652

店舗向け専用
FAX番号

FAX:0836-39-6653

店舗向け専用
メールアドレス

ube_premium1@nta.co.jp

<https://www.ube-premium-shohinken.com>

[受付時間] 平日9:30～17:30 (土日祝を除く)

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち



事業の目的と概要

物価高騰の影響を受けている市民の皆様の家計負担を軽減するとともに、市内店舗等での消費を喚起し、地域経済の活性化と景気好循環につなげることが目的

購入対象者		宇部市内在住者
商品券概要	名称	令和8年度 宇部市プレミアム付商品券
	発行総額	総額11億2千万円(プレミアム分3億2千万円含む)
	発行冊数	16万セット
	券の種類	■共通券:すべての参加登録店舗で使用可 ■専用券:市内に本社がある参加登録店舗で使用可
	1セットあたりの構成	販売価格:5,000円 額面総額:7,000円(うちプレミアム分:2,000円) 商品券1枚あたりの額面:1,000円 (1セットあたり:共通券3枚、専用券4枚の計7枚)
	プレミアム率	40%
	使用期間	令和8年5月26日(火)～9月30日(水)
	購入引換期間	令和8年5月26日(火)～6月30日(火)
	換金期間	令和8年5月26日(火)～10月30日(金)
購入限度	1人あたり4セットまで ※申込方法を問わず、お一人様1回の申し込みとなります。 ※申込多数の場合は、抽選による購入セット数調整を行います。	

紙商品券購入場所

紙商品券購入場所は商品券在庫管理のセキュリティー面、実績管理の確実性を勘案し、市民の皆様に分かりやすい購入拠点として宇部市内の郵便局(26局)・商業施設フジグラン宇部・ゆめタウン宇部にて販売致します。

購 入 場 所		購 入 時 間
郵便局	順不同 船木郵便局、二俣瀬郵便局、床波郵便局、東吉部郵便局、宇部居能郵便局、宇部中村郵便局、東岐波郵便局、妻崎郵便局、厚東郵便局、小野郵便局、宇部岬郵便局、宇部駅前郵便局、万倉郵便局、宇部東割郵便局、宇部明治郵便局、宇部常盤台郵便局、宇部助田郵便局、宇部琴芝郵便局、宇部則貞郵便局、宇部新川駅前郵便局、宇部平原郵便局、宇部小羽山郵便局、宇部山門郵便局、宇部中野郵便局、宇部吉田郵便局、宇部郵便局 ※桃山簡易郵便局、萩原簡易郵便局では購入できません。	平日 9:00～16:30 ※宇部郵便局 土曜日も 購入可能 9:00～15:00
商業店舗	順不同 フジグラン宇部・ゆめタウン宇部 各サービスカウンター	全日 10:00～19:00

1 店頭掲示物(ポスター・ステッカー)の掲出について

「宇部市プレミアム付商品券」参加店舗ポスターやステッカー、のぼり旗は、必ず店頭の**市民の皆様**によくわかる場所へ掲出してください。

※ポスター・ステッカーに「使用可能な商品券の種類」を表示しています。

■ポスター

この店舗で
令和8年度 **宇部市**
プレミアム付商品券が
使えます!

使用期間 令和8年5月26日(火)～9月30日(水)

共通券 専用券 のどちらが使用できるか
店頭のステッカーをご確認ください

共通券 が使用できる 店舗	共通券 専用券 使えます	共通券 専用券 使えます	共通券 専用券 どちらも使用 できる店舗
---------------------	--------------------	--------------------	-------------------------------

お問い合わせ先
宇部市プレミアム付商品券事務局
市民向け専用 TEL:0836-39-6677
受付時間 平日9:30～17:30(土日祝を除く)
<https://www.ube-premium-shohinken.com>

UBE 宇部市
未来を創るすまじ

■のぼり旗

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

PREMIUM
UBE
2026

令和8年度 **宇部市**
プレミアム付
商品券

参加店舗

使用期間
令和8年5月26日(火)
～9月30日(水)

UBE 宇部市
未来を創るすまじ

■ステッカー

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

令和8年度 **宇部市**
プレミアム付商品券

参加店舗

共通券
使えます
※専用券は使えません

使用期間 令和8年5月26日(火)～9月30日(水)

UBE 宇部市
未来を創るすまじ

※共通券のみ使用できる店舗用

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

令和8年度 **宇部市**
プレミアム付商品券

参加店舗

共通券 専用券
使えます

使用期間 令和8年5月26日(火)～9月30日(水)

UBE 宇部市
未来を創るすまじ

※共通券・専用券両方使用できる店舗用

2 参加登録店舗独自の使用ルールがある場合の対応

■参加登録店舗で独自の商品プレゼントやポイント付与、特別値引きなどの宣伝等ご案内する場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。会社の経営努力の範囲内であれば、問題はございません。

3 商品券使用に関するトラブルについて

■商品券使用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店舗にてご対応をお願い致します。

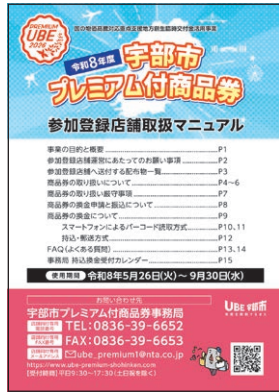
※お困りの場合は、宇部市プレミアム付商品券事務局にご相談ください。

【宇部市プレミアム付商品券事務局(店舗用) 電話:0836-39-6652(平日9:30～17:30)】

参加登録店舗へ送付する配布物一覧(スターターキット)

①参加登録店舗取扱マニュアル:1部

本冊子が、参加登録店舗様向けの取扱マニュアルです。商品券の取扱方法、使用時の注意事項、換金方法などを記載しています。



②のぼり旗:1枚

店頭で本事業の参加登録店舗であることを周知するための掲示物です。店舗入口や店頭付近など、市民の皆様の目につきやすい場所への掲出にご協力をお願いします。

【注意】
ポール・設置台等の備品は同封しておりません。店舗様にて設置場所や掲出方法をご検討のうえ、掲出をお願いします。



③商品券購入開始案内ポスター(B2版):1枚

商品券の購入申込開始を市民へ案内するためのポスターです。

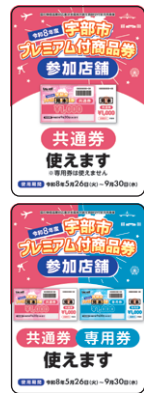
【注意】
購入申込期間終了後(5月8日以降)は掲示を外してください。



④店頭ステッカー:2枚

参加登録店舗であることを表示するステッカーです。以下の2種類があります。
・共通券が使用できる店舗向け
・共通券・専用券が使用できる店舗向け

【注意】
「共通券・専用券が使用できる店舗向け」ステッカーは、専用券が使用できない店舗には掲示しないでください。



※共通券が使用できる店舗向け
※共通券・専用券が使用できる店舗向け

⑤換金請求書(3枚複写):6回分

※郵送または持参の場合のみ使用
商品券換金時に使用する請求書です。換金請求の際に必要となりますので、紛失しないよう保管してください。

【不足した場合】
換金請求書が不足した場合は、事務局までお越しください。その場でお渡しします。



⑥ゆうパック伝票:2枚

商品券を事務局へ送付する際に使用する伝票です。

【注意】
バーコード方式の場合は不要

※送付の際の封筒は店舗様でご準備ください。



商品券見本(サンプル)について

※本年度は「実物の商品券見本(サンプル)」の一律配布は行っておりません。商品券の券面イメージおよび券面内容については、次ページ以降の本マニュアルの見本をご確認ください。なお、店舗スタッフへの周知等で実物の商品券見本(サンプル)が必要な場合は、事務局より郵送にて対応します。送付は5月中旬を予定しています。希望される店舗様は、以下の内容を記載のうえ、事務局までメールまたは電話にてご連絡ください。

- 【件名】** 実物の商品券見本(サンプル)送付希望
【送付先情報】
① 店舗名または法人名 ※宛名として送付します。
② 郵送先住所 ※郵便番号もあわせて正確に記載してください。
③ 担当者名 ※役職も必要でしたら、その宛名で送ります。
④ 電話番号 ※届かない場合の問い合わせ先として利用します。
⑤ 希望部数(最大2冊まで)
【注意事項】
※送付は1店舗あたり最大2冊までとします。
※在庫状況により、ご希望の冊数を送付できない場合があります。

宇部市プレミアム付商品券事務局 ube_premium1@nta.co.jp

商品券の取り扱いについて(お客様対応)

1 お会計(支払額の提示)

お客様が商品券の使用を希望される場合は、支払金額を確認したうえで商品券を受け取ってください。

※商品券は額面金額のみ使用可能です。

※お釣りは出しません。



2 お客様(利用者)が商品券使用の意思表示

※お釣りは出せないことをお伝えください。

※不足分は現金等で受け取ってください。

※一切の返金及び商品券の返却はできないことをお伝えください。

商品券は以下の支払いには使用できません。

- ・商品券や電子マネー等の金券類の購入
- ・たばこ・公共料金の支払い・各種税金の支払い
- ・その他、本事業要項で使用対象外と定められている商品・サービス など

※詳細は使用対象外一覧を参照してください。

(P7参照)



3 商品券をお預かりください

※偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ連絡してください。事務局より警察への通報を行います。

※大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りは拒否してください。

確認事項

- ・商品券が破損していないか
- ・コピー券ではないか
- ・番号が印字されているか
- ・共通券か専用券か

【商品券(共通券)表面】



すべての参加登録店舗で使用可能です。

【商品券(専用券)表面】



市内に本社がある参加登録店舗のみ使用可能です。

券種

本商品券は、「1,000円券」のみです。

コピーガード

コピーすると「COPY」の文字が浮かび上がる用紙を利用しています。

番号の印刷

記載されている番号は8桁+2桁(10桁)です。

【商品券(共通券・専用券とも)裏面】



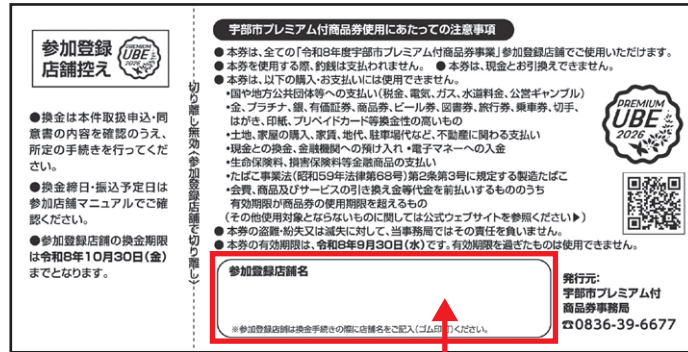
確認事項

商品券裏面には
・発行印
・管理番号
が記載されています。

不正使用防止のため、異常がある場合は受け取りを行わないでください。



4 受け取った商品券の裏面には、必ず参加登録店舗名を記入(ゴム印可)してください(必須)



受け取った商品券は、再流通(不正使用)防止のため、必ず券裏面の指定欄に参加登録店舗名を記入(ゴム印可)してください。
 ※令和8年11月末まで大切に保管してください。

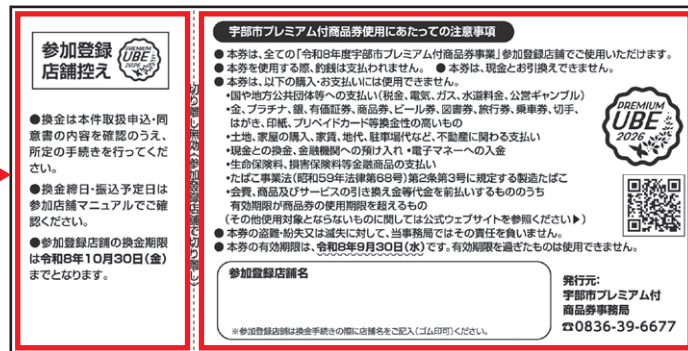
この欄に必ず参加登録店舗印を押印してください。店舗名等が判別できるものであれば、印鑑等の種類は問いません。ゴム印やスタンプをお持ちでない場合は、店舗名を記入してください。

※消えるボールペン(フリクション等)や鉛筆での記入は不可

5 換金手続きまで、商品券を大切に保管してください

参加登録店舗控え(半券・小さい方)

参加登録店舗控えとして大切に保管してください。振込金額の確認(証拠)として必要になります。なお、今回から導入する**換金バーコード**を利用する場合は送付は行いません。換金時にミシン目に沿って切り離してください。



使用済み商品券(本体・大きい方)

【重要】

受け取った商品券は、必ずミシン目に沿って「参加登録店舗控え(半券・小さい方)」を切り離してください。換金手続きには「使用済み商品券(本体・大きい方)」を使用します。

換金手続き時に使用します。参加登録店舗名の記入をお願いいたします。換金手続きまで、大切に保管してください。

(換金方法は、P10参照)

※使用済み商品券を換金する際、万一入金額に差があった場合には参加店舗控え(半券)による照合を行います。

なお、本事業終了後(令和8年11月末)は、参加店舗控えおよび使用済み商品券は廃棄してください。

商品券の確認におけるポイント

本事業の商品券は、**共通券(ピンク色)**と**専用券(水色)**の2種類があります。
商品券を受け取る際は、券種とデザインを必ず確認してください。

本事業の商品券であるか確認

商品券番号(8桁)と枝番号(2桁)が印字されているか確認

共通券 商品券の種類が「共通券」と表示されているか確認

専用券 商品券の種類が「専用券」と表示されているか確認

ミシン目が切り離されていないか確認

使用期限が過ぎていないか確認

参加登録店舗印、参加登録店舗番号、参加登録店舗受付日が記入されていないか確認
すでに記入がある場合は、他店舗で使用された商品券の可能性がります。その場合は商品券を受け取らず、事務局へ連絡してください。

**本年度の商品券はデザインが変更されています。
前回の商品券とは異なるため、必ず確認してください。**

商品券の取り扱い厳守事項

【商品券使用時の留意点(使用時の基本ルール)】

- ・ 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用できます。
- ・ 商品券と現金の交換は禁止しています。
- ・ 商品券額面以下の使用であっても、お釣りは出さないでください。
- ・ 不正使用が疑われる場合は、商品券の受け取りを行わず事務局へ連絡してください。
- ・ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ・ 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- ・ 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ・ 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

商品券の使用対象とならないもの(使用できないもの)

- 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道料金、公営ギャンブル)
- 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代など、不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 電子マネーへの入金
- インターネットや通販などによる買い物に対する支払い
- 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ
- 事業活動に使用する備品や原材料など仕入れに当たる物への支払い
- 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじなど)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券
- 会費、商品及びサービスの引き換え金等代金を前払いするもののうち有効期限が商品券の使用期限を超えるもの
- 取扱店が使用対象外とするもの又は使用を制限している商品

契約書の記載内容(参加登録店舗の遵守事項)

【誓約事項】

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券の額面に満たない使用にあっては、つり銭を出しません。
3. 商品券の使用対象とならないものに対しては、商品券での支払いを受け付けません。
4. 商品券の偽造・悪用・濫用及び再販・再流通・自店換金を行いません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、または盗難があった場合は、全て自己責任とします。
6. 令和8年9月30日(水)までは商品券の取り扱いを行います。
7. 商品券の使用に際し、苦情や紛争が生じ、店側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
8. 店名、店舗住所、店舗電話番号、業種について、専用ホームページやチラシ等で公表することに同意します。
9. 商品券の取り扱いについて、市から改善指導があった場合は、それに従います。
10. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業を行う事業者ではありません。
11. 特定の宗教・政治団体とかかわりのある事業者ではありません。
12. 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者ではありません。
13. 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している者に該当する事業者ではありません。
14. その他、宇部市プレミアム付商品券事務局が必要と認める事項について同意し、遵守します。

商品券の換金受付期間

令和8年6月1日(月)～10月30日(金)

●郵送は10月30日(金)当日消印有効 ●持込は事務局の最終受付日まで

※商品券の換金申請は、事務局への到着日または持込日を受付日とします。

※郵送の場合は、事務局への到着日を受付日とします。

※持込の場合は、事務局へ持参された日を受付日とします。

※受付期間を過ぎた商品券は換金できませんのでご注意ください。

換金締切日と振込予定日

※換金申請の締切は毎月3回(10日、20日、月末)です。

※締切日が土日祝の場合は前営業日を締切日とします。

※換金バーコード申請方式は、原則として締切日の10日後に振込します。

※振込日が土日祝の場合は翌営業日の振込となります。

※郵送申請および持込申請については、確認件数の状況により振込が遅れる場合があります。

※振込が遅れる場合は、振込予定日を別途ご案内します。

※換金申請の締切は、郵送の場合は事務局への到着日、持込の場合は事務局受付時間内の持参を受付日とします。

※締切日の受付時間は17時30分までです。17時30分を過ぎた場合は翌締切の扱いとなります。

締切日 → 振込予定日 一覧

6月10日(水) 締切 → 6月22日(月) 振込予定
6月19日(金) 締切 → 6月30日(火) 振込予定
6月30日(火) 締切 → 7月10日(金) 振込予定

7月10日(金) 締切 → 7月21日(火) 振込予定
7月17日(金) 締切 → 7月31日(金) 振込予定
7月31日(金) 締切 → 8月10日(月) 振込予定

8月10日(月) 締切 → 8月20日(木) 振込予定
8月20日(木) 締切 → 8月31日(月) 振込予定
8月31日(月) 締切 → 9月10日(木) 振込予定

9月10日(木) 締切 → 9月24日(木) 振込予定
9月18日(金) 締切 → 9月30日(水) 振込予定
9月30日(水) 締切 → 10月13日(火) 振込予定

10月9日(金) 締切 → 10月20日(火) 振込予定
10月20日(火) 締切 → 10月30日(金) 振込予定
10月30日(金) 締切 → 11月10日(火) 振込予定

※即日入金及び現金での提供はできません。

※事務局の混雑状況や申請件数により、振込予定日に変更となる場合があります。

※振込予定日に変更となる場合は、事務局より別途ご案内します。

商品券の換金について(3つの方式から選択できます)

入金業務

※換金申請に必要なものをそろえた上、万が一入金額に差異があった場合、参加登録店舗控え(半券・小さい方)による照合が必要となるため、入金確認完了まで必ず保管してください。

【この控えがない場合は、振込金額の違いがあってもご対応致し兼ねます】なお、控え片がある場合でも、振込完了後、2週間(最終月のみ3日以内)を過ぎてからの申し立てはできませんのでご注意ください。

※換金により発生する振込手数料は、事務局が負担します。

※10日・20日の締切時に請求額が1万円に満たない場合は、原則として月末分と合算して振り込みます。なお、月末締切分については、金額にかかわらず月1回必ず振り込みを行います。

商品券の換金に必要なもの **まずご確認ください**

- ①使用済み商品券(共通券・専用券／半券を切り取った「大」)
 - ②換金請求書(3枚複写式)
 - ③ゆうパック伝票(郵送換金の場合)
- } 持込・郵送換金の場合

①使用済み商品券(共通券・専用券／半券を切り取った「大」)



②換金請求書(3枚複写式)

宇部市プレミアム付商品券 換金請求書①(参加店舗控)	
ご依頼日 年 月 日	
事業者名	登録番号
店舗名	連絡先
ご住所	
共通券 []枚 × 1,000円 = []円	計 []円
専用券 []枚 × 1,000円 = []円	計 []円
合計金額 []円	

※1枚目は事業者様の控えとなります。入金が保証できるまで半券と併せて保管しておいてください。
②③枚目には換金申請書と併せてお送りください。

宇部市プレミアム付商品券 換金請求書②(事務局控①)	
ご依頼日 年 月 日	
事業者名	登録番号
店舗名	連絡先
ご住所	
共通券 []枚 × 1,000円 = []円	計 []円
専用券 []枚 × 1,000円 = []円	計 []円
合計金額 []円	

事務局 受付 / 振込

宇部市プレミアム付商品券 換金請求書③(事務局控②)	
ご依頼日 年 月 日	
事業者名	登録番号
店舗名	連絡先
ご住所	
共通券 []枚 × 1,000円 = []円	計 []円
専用券 []枚 × 1,000円 = []円	計 []円
合計金額 []円	

事務局 受付 / 振込

③ゆうパック伝票(郵送換金) ※送付の際の封筒は店舗様でご準備ください。



1 スマートフォンによるバーコード読取方式 **おすすめ**

※バーコード方式は手続きが簡単で、迅速な換金が可能なため、事務局として推奨しております。
(アプリのダウンロード不要)

用意するもの

- スマートフォン
- 使用済み商品券(半券を切り取った大きい商品券)

バーコード読取方式は、スマートフォンで商品券のバーコードを読み取ることで換金申請を行う方法です。
半券を切り取った後の「大きい商品券」に印刷されているバーコードを読み取ってください。

注 バーコード読取後の商品券は送付不要です。
本事業終了時(令和8年11月末)まで店舗にて大切に保管してください

①お手持ちのスマートフォンで、右記の二次元コードを読み取り、換金申請専用サイトへアクセスしてください。

※この二次元コードは現在準備中です。
バーコード換金サイトの利用開始は**5月下旬予定**です。
それ以前はサイトへアクセスできません。



この二次元コードから
商品券換金申請サイトへ
アクセスできます。

②ログイン画面が表示されたら、以下のアカウント情報を入力してログインしてください。

【ログインID(アカウント名)】 店舗番号
【初期パスワード】 登録された携帯電話番号
(ハイフンなし)

※ログインIDおよび初期パスワードは、参加店舗登録後に事務局からメール等でお知らせします。

※ログイン後、商品券のバーコード読取画面へ進みます。

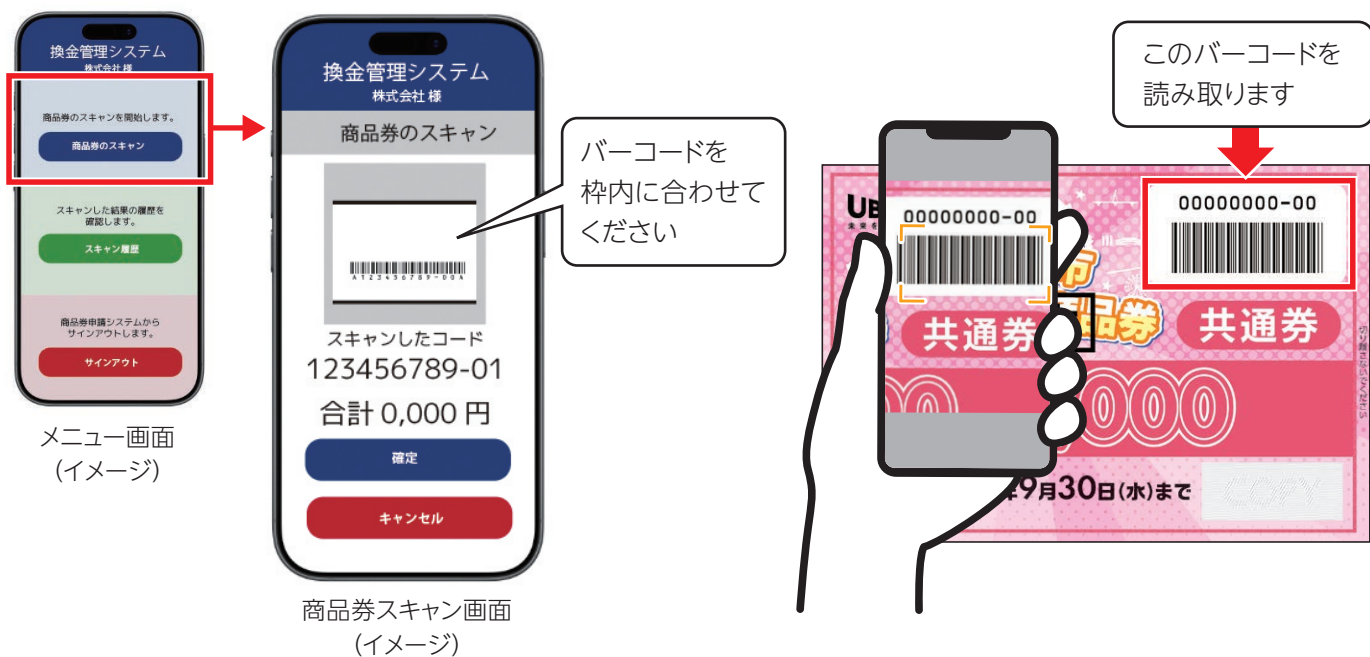


ログイン画面(イメージ)

商品券の換金について(3つの方式から選択できます)

- ③メニューから「商品券のスキャン」をタップし、カメラを起動します。
半券を切り取った後の「商品券本体(大)」に印刷されているバーコードを、
カメラの枠内に収めて読み取ります。
続けて複数枚読み取ることができます。

※必ず「参加登録店舗控え(半券)」を切り取ってから、
大きい方の「商品券本体(大)」のバーコードを読み取ってください。



＼ 申請の画面 /



- ④読み取りが終わったら、合計金額を確認し「確定」ボタンを押して申請します。
申請が完了すると、「スキャン履歴」画面に申請内容が表示されますので必ず
ご確認ください。

2 持込方式 3 郵送方式

参加登録店舗控え

●換金は本件取扱申込・同意書の内容を確認のうえ、所定の手続きを行ってください。

●換金締日・振込予定日は参加店舗マニュアルでご確認ください。

●参加登録店舗の換金期限は令和8年10月30日(金)までとなります。

宇部市プレミアム付商品券使用にあたっての注意事項

●本券は、全ての「令和8年度宇部市プレミアム付商品券事業」参加登録店舗でご使用いただけます。

●本券を使用する際、釣銭は支払われません。●本券は、現金とお引換えできません。

●本券は、以下の購入・お支払いには使用できません。

・県や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道料金、公営ギャンブル)

・宝、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、クレジットカード等換金性の高いもの

・土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場など、不動産に関わる支払い

・現金との換金、金融機関への預け入れ・電子マネーへの入金

・生命保険料、損害保険料等金融商品への支払い

・たばこ事業法(昭和59年法律第89号)第23条第3号に規定する製造たばこ

・会員、商品及びサービスの引換現金等代金を前払いするものうち有効期限が商品券の使用期限を超えるもの

(その他使用対象とならないものに関しては公式ウェブサイトを参照ください)

●本券の高額・紛失又は遺失に対して、当事務局ではその責任を負いません。

●本券の有効期限は、令和8年9月30日(水)です。有効期限を過ぎたものは使用できません。

発行元:
宇部市プレミアム付
商品券事務局
☎0836-39-6677

参加登録店舗控え
(半券・小さい方)

使用済み商品券(大)
持込、送付分

参加登録店舗印を押印後、ミシン線に沿って半券を切り離してください。

【参加登録店舗控え(半券・小さい方)】

参加登録店舗控え(半券・小さい方)は店舗控えです。

【使用済み商品券(大)持込、送付分】

換金申請する使用済み商品券(大)を封入します。

必ず参加登録店舗印を押印(または記入)してください。

注 バーコード読取方式で換金申請した商品券は郵送・持込をしないでください。

※商品券は必ず輪ゴムで束ねてください。

換金用伝票(配布の換金請求書)が破損する原因となるため、ホチキスやクリップは使用しないでください。

※商品券の表面にはバーコードがあります。

確認作業を円滑に行うため、商品券の向きを揃えてまとめてください。

※「使用済み商品券」(向きをそろえてください)に「換金用伝票(配布の換金請求書)」を表紙にして必ず輪ゴムで束ねてください。

※商品券の枚数が多い場合は、束を分けていただいて結構です。

※破れた商品券はテープ等で補修せず、そのままお送りください。

※使用済み商品券をお持ちの封筒や段ボール等に入れて閉じてください。



輪ゴム→

封緘していただく。中身が出ないように、封筒をしっかり封緘してください。

②持込方式の場合

最終ページの換金持込日カレンダーをご確認の上ご持参ください。

商品券持込窓口 注意事項	
受付時間	10:00~16:00
受付方法	整理券方式で順番に受付いたします。 ※混雑時はお待ちいただく場合があります。
受付場所	宇部ゲートタワー(旧宇部興産ビル)11階 宇部市プレミアム付商品券事務局
受付体制	窓口を2ブース設置し対応します。 受付では商品券の枚数確認のみ行います。 バーコード照合などの詳細確認は事務局で後日実施します。



③郵送方式の場合

最終期限(10/30)の消印まで有効。それ以降は受付不可
送付先▶〒755-0043 宇部市相生町8-1 宇部ゲートタワー(旧宇部興産ビル)11階
宇部市プレミアム付商品券事務局

※いずれも確認後、指定口座へ振込みます。

参加登録店舗登録関係

No.	Question	Answer
1	参加登録店舗に登録したが情報が間違っていた。 訂正はどうしたらよいか	事務局へご連絡ください。 内容を確認のうえ、変更手続きをご案内します。
2	対象店舗を追加したい	事務局へご連絡ください。追加登録の可否を確認のうえ、ご案内します。
3	振込先の指定口座を変更したい	事務局へご連絡ください。所定の手続きにより変更を受け付けます。
4	郵送時の封筒に指定がありますか	到着確認ができる方法であれば、特に指定はありません。 発送方法に迷う場合は、事務局へご相談ください。
5	スターキットに入っていたステッカーが もう1枚欲しい	事務局へご連絡ください。必要枚数を確認のうえ、追加配布の方法をご案内します。 ポスター等の不足についても同様に対応します。
6	参加店舗登録を辞めたい	事務局へご連絡ください。辞退手続きの方法をご案内します。 辞退後は、登録証、ステッカー、ポスター等の掲示物は使用しないでください。
7	辞退届はどこで入手するのか	事務局へご連絡ください。辞退届の様式をお渡しします。

参加登録店舗広報関係

No.	Question	Answer
1	登録承認がされたが、専用ホームページにて 参加登録店舗の検索ができない	ホームページへの反映には時間がかかる場合があります。 しばらくたっても掲載されない場合は、事務局へご連絡ください。
2	最新の状況はどういったらわかるのか	専用ホームページで最新の参加登録店舗情報をご確認ください。
3	登録後、順次検索サイトに記載されるとあるが、 具体的にどれくらいの期間ですか	反映時期は登録状況により異なります。 個別の掲載時期については、事務局へご確認ください。

商品券取扱関係

No.	Question	Answer
1	商品券の偽造防止措置とはどのようなものでしょうか	商品券には、券種ごとの色分け、通し番号、バーコード、ミシン目、 コピー文字が浮かぶ用紙などの偽造防止対策があります。 受け取り時は、見本券やマニュアル掲載画像と見比べてご確認ください。
2	偽造の疑いがあるものを受け取ってしまった	直ちに事務局へご連絡ください。 無理に返金や交換は行わず、商品券を保管して指示をお待ちください。
3	他の市の商品券を受け取ってしまった	本事業の商品券ではないため換金できません。 受け取り時は券面を確認してください。
4	商品券1枚(1,000円分)からでも換金できるのか	1枚からでも換金申請できます。
5	おつりを渡してしまった	おつり分を事務局が補填することはできません。 商品券は額面どおりに使用し、おつりは出さないでください。
6	子の商品券を親が使用したり、 孫の商品券を祖父母が使用することが可能でしょうか	同一世帯内等での使用について、特段の制限はありません。 ただし、不正な転売や換金目的の使用はできません。
7	使用済商品券を紛失してしまった	紛失した商品券は換金できません。 再発行もできませんので、換金完了まで厳重に保管してください。
8	商品券の半券を持ち込まれたが取り扱ってよいか	受け取れません。半券が切り離された商品券は無効です。 半券は必ず店舗で切り離してください。
9	汚損、破損が著しい商品券を持ち込まれたが 取扱ってよいか	券面内容や番号が確認できず、真偽判定ができないものは受け取れません。 判断に迷う場合は、受け取る前に事務局へご相談ください。
10	期限を過ぎた商品券を受け取ってしまった	有効期限を過ぎた商品券は使用できず、換金もできません。 受け取り時に必ず有効期限を確認してください。

商品券取扱関係

No.	Question	Answer
11	大量の商品券がたまったので、 切片を裁断機で切り取ってもよいか	裁断機は使用せず、必ずミシン目に沿って手で切り離してください。 バーコード読取や確認作業に支障が出るおそれがあります。
12	お店独自のポイント制度を行っており、 商品券使用分も含めてポイントをつけてよいか	店舗独自のサービスとして実施していただいて構いません。 ただし、使用条件がある場合は店頭等で分かりやすく表示してください。
13	たばこ、酒類に使用できますか	酒類には使用できますが、たばこには使用できません。
14	他の商品券や割引券との重複使用はできますか	店舗の判断で使用可能です。 条件を設ける場合は、事前に店頭等で明示してください。
15	購入した商品券で自社の仕入れの支払いをしてよいか	できません。 事業用の仕入れや備品購入など、事業活動に使用する支払いには使用できません。
16	商品券を使う人に対して、 プレゼントや値引き等の独自サービスを行ってよいか	店舗独自の販促として実施していただいて構いません。 ただし、内容は分かりやすく表示し、トラブル防止にご配慮ください。
17	対象商品以外の商品が混ざっている場合、 商品券は使用できますか	対象外商品には使用できません。 対象商品分のみ商品券で精算し、対象外分は現金等で別途精算してください。
18	換金に対する手数料や事務手数料はかかるのか	かかりません。換金に伴う振込手数料は事務局が負担します。
19	確認用の半券を捨ててしまった	入金確認や照合ができなくなるため、換金完了までは必ず保管してください。 半券がない場合、差異確認に対応できないことがあります。
20	冊子のまま商品券を受け取った	店舗で参加登録店舗名を記入(押印)したうえで、半券を切り離してください。
21	切片は切り取ったが、 表紙が付いた状態で送付してもよいか	表紙は付けず、使用済商品券と換金請求書のみを送付してください。
22	一度に受け取る枚数制限はありますか	受け取り枚数に制限はありません。 ただし、高額取引や不自然な使用がある場合は、事務局へご相談ください。
23	事務局へ換金請求する際、商品券の裏面に店舗印を 押し忘れたことに気付いたが、手書きでもよいか	手書きでも対応可能です。 裏面の所定欄に、参加登録店舗名が分かるよう記入してください。
24	小まめに換金請求してもいいのか	ご希望のタイミングで換金請求期間内に行っていただいて構いません。 10日・20日の締切時に請求額が1万円に満たない場合は、 原則として月末分と合算して振り込みます。 なお、月末締切分については、金額にかかわらず月1回必ず振り込みを行います。

商品券関係

No.	Question	Answer
25	最終の換金請求はいつか	最終換金期限は、令和8年10月30日受付分までです。
26	最終換金期限を過ぎたものは換金できるか	換金できません。期限後の持込・郵送には対応できません。
27	換金申請したのにお金が振り込まれていない	申請状況や確認作業の都合で遅れている可能性があります。 振込予定日を過ぎても入金が確認できない場合は、事務局へご連絡ください。
28	未就学児が商品券を購入できますか	購入対象者の条件を満たしていれば購入できます。 詳細は市民向け案内をご確認ください。
29	たばこは購入できないとあるが、 どの種類のたばこが対象か	紙巻たばこ、加熱式たばこ、電子たばこ用たばこ製品など、 たばこ製品全般が対象外です。
30	税金などは払えますか	払えません。税金、公共料金、保険料等の公的な支払いには使用できません。
31	切手は買えますか	買えません。切手、印紙、はがき等の換金性の高いものには使用できません。
32	商品券は買えますか	買えません。各種商品券、プリペイドカード、POSAカード、電子マネー等の 換金性の高いものには使用できません。
33	宝くじは買えますか	買えません。宝くじ、スポーツ振興くじ等には使用できません。
34	公共料金は払えますか	払えません。電気、ガス、水道料金等の公共料金には使用できません。

事務局 持込換金受付カレンダー

宇部市プレミアム付商品券では、宇部ゲートタワー（旧宇部興産ビル）11階の事務局において商品券の持込換金受付日を設定しています。受付日は混雑防止および円滑な事務処理を目的として、月10回以上設定しています。

商品券の使用終了が9月末となるため、換金申請が集中する9月および10月については受付日を月15回設定しています。

また、最終換金時期の混雑を想定し10月3日から10月7日は連続受付日としています。

なお、受付日以外でも郵送による換金申請は随時受付可能です。

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20 <small>海の日</small>	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

持込換金対応日

【受付時間】
10:00～16:00

【受付場所】
宇部ゲートタワー
(旧宇部興産ビル)11階
宇部市プレミアム付
商品券事務局

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 <small>山の日</small>	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 <small>敬老の日</small>	22 <small>国民の休日</small>	23 <small>秋分の日</small>	24	25	26
27	28	29	30 <small>最終集中日</small>			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				<small>最終集中受付期間</small>		
4	5	6	7	8	9	10
				<small>最終集中受付期間</small>		
11	12 <small>スポーツの日</small>	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

換金受付最終期限
※注:持込換金対応日ではありません。

持込時のお願い

- 商品券は輪ゴム等でまとめてお持ちください。
- 受付は整理券方式で順番に対応いたします。

駐車場について

- 駐車場は各自でご利用ください。
※事務局(宇部ゲートタワー)の駐車場代負担はございません。

お問い合わせ先

店舗向け専用
電話番号

TEL:0836-39-6652

【受付時間】平日9:30～17:30(土日祝を除く)

店舗向け専用FAX番号

FAX:0836-39-6653

✉ ube_premium1@nta.co.jp

〒755-0043 宇部市相生町8-1 宇部ゲートタワー(旧宇部興産ビル)11階

- 最新の参加登録店舗情報は公式ウェブサイトでご確認いただけます。
<https://www.ube-premium-shohinken.com>



専用
ホームページは
こちら

※受付時間終了後の持込は、次回受付日の扱いとなります。

※最終換金期限を過ぎた商品券の換金は一切応じられませんのでご注意ください。